

長門市上下水道局
水道料金改定のQ & A



いつもいつまでも
市民の命と健康をささえ続ける
長門市の水道

目 次

Q1	どうして水道料金を値上げしないといけないのですか	1
Q2	水道事業会計はどのようなしくみなのか	2
Q3	水道施設の耐震化とはどのようなものですか	4
Q4	今回の水道料金の値上げにより当分は値上げしなくてよくなるのですか	5
Q5	水道料金の改定はどのように決まったのですか	6
Q6	水道料金の改定内容はどんなになっていますか	7
Q7	水道の従量料金の一部調整単価とはどのようなものですか	8
Q8	水道料金の基本料金と従量料金とは何が違うのですか	8
Q9	いつから水道料金は値上がりするのですか	9
Q10	一般的にどの程度の水道料金の値上げになるのですか	10

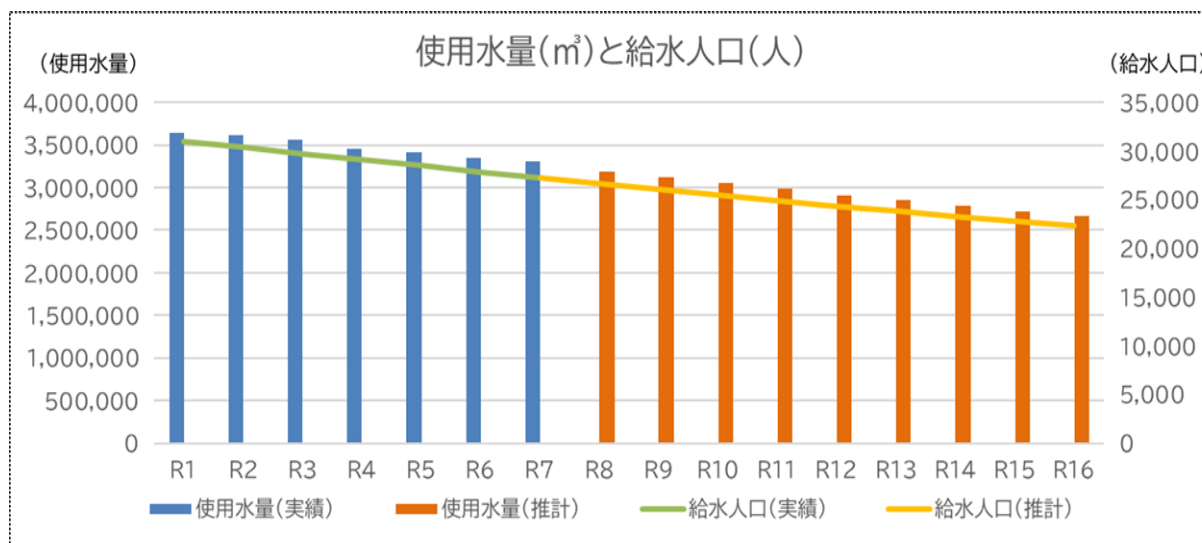


Q1 どうして水道料金を値上げしないといけないのですか

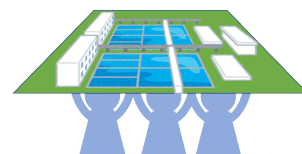
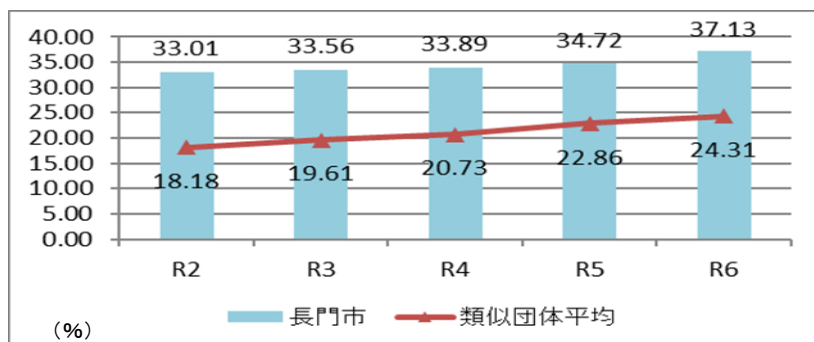
本市の水道事業において、安定した水道水の供給を維持するために、**老朽化した水道施設の計画的な更新・耐震化が必要不可欠**です。しかしながら、**人口減少による水道料金の減収**が続く中で、将来にわたり持続可能な運営を行うためには、料金改定が必要となりました。

皆様にはご負担をおかけしますが、今後とも効率的な事業運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。（今回は下水道料金の改定は行いません）

■減少傾向にある給水人口と使用水量



■老朽化が進む長門市の水道施設(管路経年化率)



**水道事業を支える
利用者が減っています！**

類似団体平均は
給水人口1.5～3
万人規模の団体
平均になります。



※グラフは法定耐用年数40年を超えた水道管の割合



老朽化が進む配水池



古くなった水道管の破損

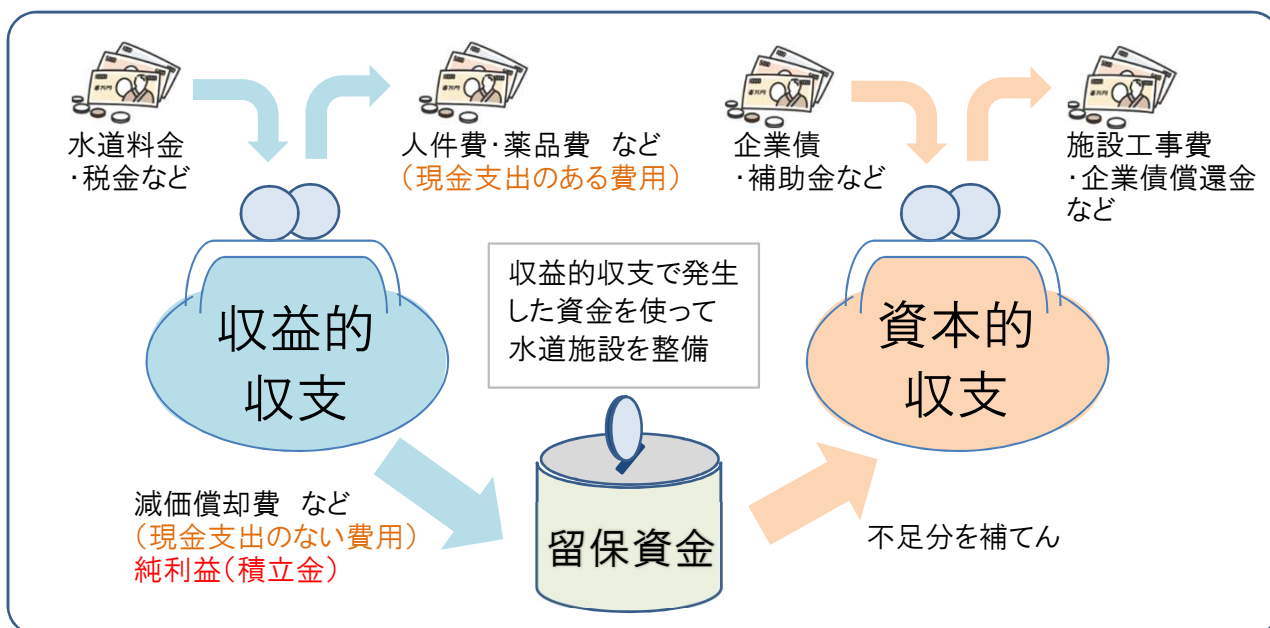
Q2 水道事業会計はどのようなしくみなのか

公営企業である水道事業会計では、水道水をつくって家庭へ届けるための日々の事業を運営するための「収益的収支」と、水道施設の整備や更新などを行うための「資本的収支」に経理が分かれています。

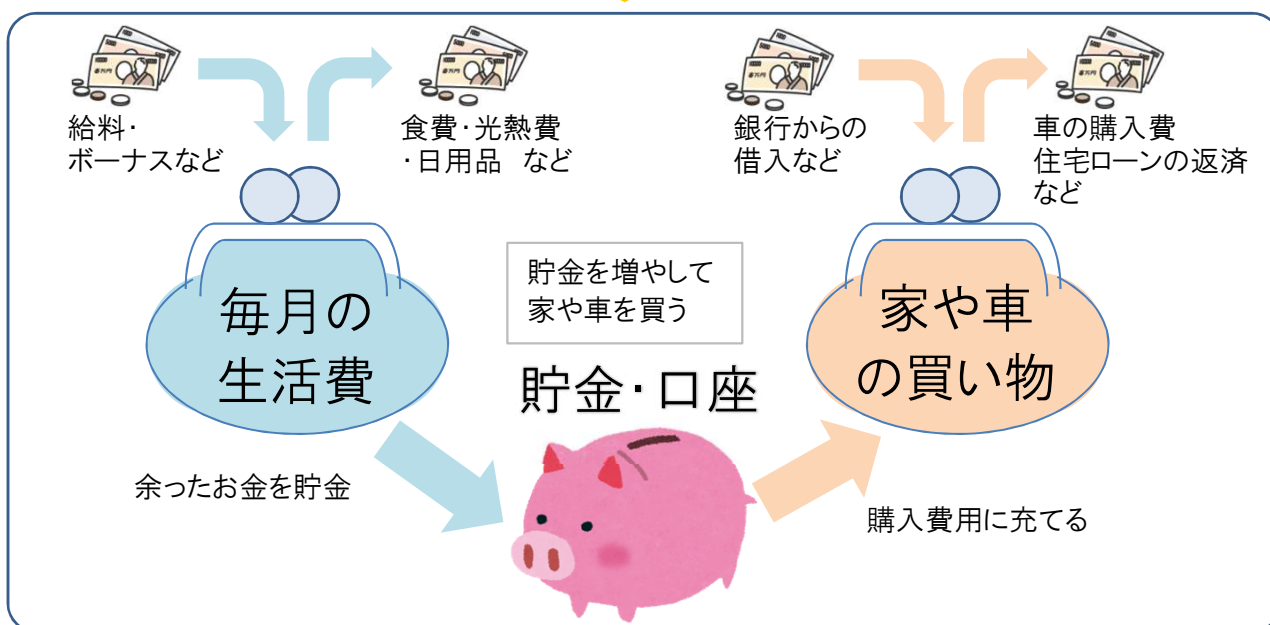
本市の水道事業は、合併以降は平成28年度を除き黒字経営となっており、収益的収支で純利益(黒字)を確保していますが、この純利益は、資本的収支の不足分を補うための留保資金(貯金)として蓄えられます。

資本的収支は一般的にどこの自治体でも収入が不足する構造となっており、不足分は、留保資金(貯金)から補っています。

■水道事業会計のしくみ



家計に置き換えてみると



水道事業会計における**純利益(黒字)**は、**水道施設の整備・更新費用を捻出するために確保すべきもの**として、水道料金に含めることになっています。

しかしながら、本市の水道事業では、この純利益(黒字)が十分でないため、水道施設の整備・更新費用の財源を借入金に頼っているのが現状であり、**このままでは、借入金の返済が増大し、収益的収支も赤字となり、経営的に成り立たなくなることが想定されます。**

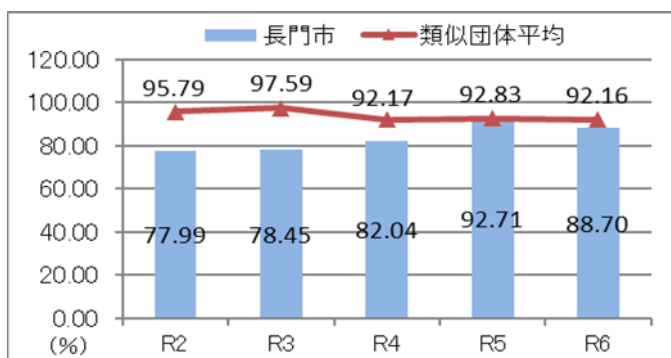
したがって、将来にわたり、水道施設を適切に更新・維持していくためには、純利益(黒字)の確保は欠かせません。

節水機器の普及や、人口の減少により水道料金収入が落ち込んでいることに加え、高度経済成長期に整備した水道管をはじめとする水道施設の老朽化により、水道管の破損・漏水が発生していること、施設の修繕対応費がかさんでいることや物価高騰などにより、純利益が減少し、留保資金(貯金)に蓄えることが出来なくなっています。



水道事業は、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業として運営を行っています。また、公営企業は、民間の電気やガスと同様に提供するサービスの対価である料金収入によって維持されるべき「独立採算の原則」を採っており、**水道事業は水道料金で運営していくことが原則**ですが、本市では、一部税金を投入して水道事業が成り立っています。

■料金回収率



■独立採算の原則

(地方公営企業法第17条の2第2項)

地方公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない

水道料金で必要な費用がまかなえていないんです。

※料金回収率は費用をどの程度水道料金で賄っているかの割合
※類似団体平均は給水人口1.5～3万人規模の団体平均



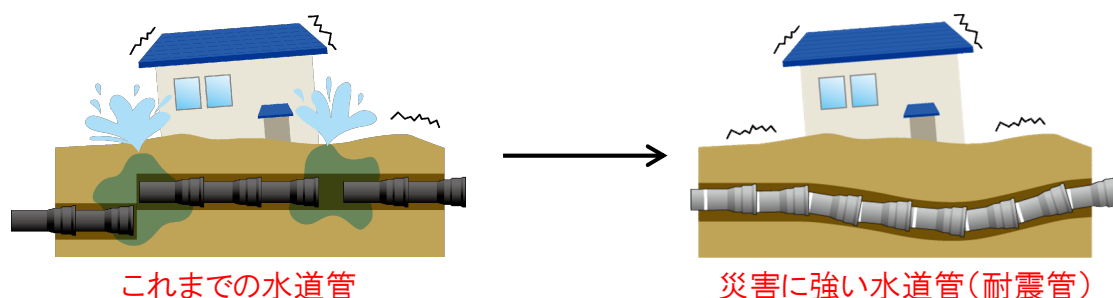
Q3 水道施設の耐震化とはどのようなものですか

これまでの水道管は、地震が起きると継手が抜けたり、水道管自体が壊れたりして水が供給できなくなります。

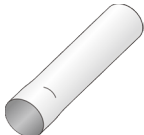
一方で、**耐震管は、想定する範囲内で最大規模の地震に耐え得る管**のことで、熊本地震においても耐震管の性能が確認されています。本市では、基幹管路を中心に、地震に弱い水道管を耐震管に更新する耐震化工事を進めています。

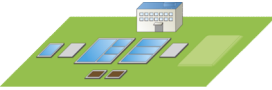
また、古くなった浄水施設や配水池でも、地震に備えて更新を進めていきます。

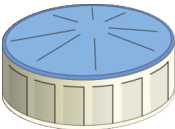
■耐震管のイメージ



■耐震化の状況(各水道施設の耐震化率)令和6年度末現在(全国平均は令和5年度末現在)


水道管
長門市 17.3%
(全国平均47%)


浄水施設
長門市 39.4%
(全国平均44%)


配水池
長門市 52.1%
(全国平均68%)

令和8年熊本地震において、大幅に耐震化が進んでいる事業体では、発生から1週間もたたずに断水が解消されました。

長門市の耐震化率は全国平均より低い現状ですが、まずは基幹管路や重要拠点施設へ繋がる水道管、本市の中核的な役割を担っている下郷浄水場の耐震化を進め、地震発生時の影響を最小限に留められるようにしていきます。



Q4 今回の水道料金の値上げにより当分は値上げしなくてよくなるのですか

令和7年12月に提出された上下水道事業審議会からの答申を踏まえ、今回の水道料金値上げに当たっての算定期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とし、平均改定率は、20%とするものです。

また、令和7年3月に改定した今後10年間の事業経営の基本となる「長門市水道事業経営戦略」では、給水人口のさらなる減少や、水道管や浄水施設などの老朽化に伴う水道施設の更新需要の増加が見込まれています。

そのため、今後は、給水人口や水需要の推移など社会情勢の変化を踏まえ、**4年毎に料金見直し(さらなる値上げが必要かどうか)**を行う予定としています。

～長門市水道事業経営戦略の基本目標～

「いつもいつまでも市民の命と健康をささえ続ける長門市の水道」

安全・安心

市民の命と健康をささえる

持 続

いつまでも将来へと
受け継がれる

強 靱

災害時にもいつも
命の水を供給する



**今後は経営戦略が掲げる目標に向け、
水道料金の定期的な見直しを行っていきます**



経営戦略は長門市
ホームページにて
掲載されています。



Q5 水道料金の改定はどのように決まったのですか

本市では、上下水道事業に関する重要な事項を審議するために上下水道事業審議会を設置しています。

審議会の委員は、一般市民や事業者の代表、学識経験者からなり、市長の諮問(依頼)によって内容を審議し、答申(意見)をいただくものですが、令和6年7月から審議会を開催し、上下水道事業の経営分析等を踏まえて、事業経営の基本となる「経営戦略」の改定に携わっていただきました。

水道事業として健全な企業経営に努めることとしておりますが、物価高騰による経費の増嵩や、人口減などによる料金収入の減少などは今後も続くものと予測され、経営はより一層厳しいものになると見込まれることから、将来にわたり水道事業の持続可能な運営を行うため、今後の水道料金について検討を行い、令和7年10月、審議会へ「適正な水道料金のあり方について」ご意見を頂戴するための諮問を行いました。

審議会では、上下水道局が示した分析資料や素案を基にご審議いただき、令和7年12月、審議会から「将来にわたって水道事業の持続可能な運営を行うためには、料金改定はやむを得ない」との答申をいただきました。

これにより、料金改定を実施すべきとの経営判断に至り、審議会の答申内容を踏まえた「給水条例」改正議案を市議会に提出し議決されたことから、今回の水道料金の改定に至りました。

■水道料金改定までの流れ

時 期	内 容
令和6年7月 ～ 令和7年3月	上下水道審議会開催 水道事業を中心に経営状況の把握や分析
令和7年3月	事業経営の基本となる「 経営戦略 」を改定
令和7年10月	「水道料金のあり方」について 審議会へ諮問 (意見を求める)
令和7年10、11月	審議会を2回開催し、諮問内容を審議
令和7年12月	審議会から「 料金改定はやむを得ない 」との答申を受理
令和8年3月	市議会にて 水道料金改定案を議決

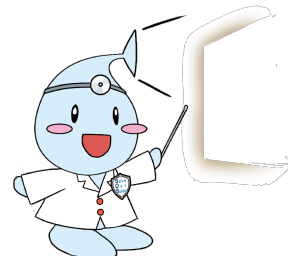


Q6 水道料金の改定内容はどうなっていますか

今回の水道料金の改定については、市民や事業者の代表、学識経験者からなる上下水道事業審議会から答申(意見)をいただいております、できるだけ答申内容を反映した改定内容としています。

審議会の答申では、どの程度の料金値上げが適正であるかの「料金改定率」、口径別の基本料金や従量料金はどのようにするのかといった「料金体系」、経営状況に鑑みて料金改定をいつ実施すべきかの「改定時期」などのご意見をいただきました。

なお、上下水道料金の検針や請求は2ヶ月に1度で変更はありません。



■料金改定率

平均改定率20%

■料金体系等

基本料金と従量料金の値上げ(調整単価制度の維持)⇒Q7へ

■改定時期

令和8年10月1日から ⇒Q9へ

※国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、官公庁を除く全ての水道使用者を対象に、**料金改定に伴う増額相当分の1期分(令和8年12月～令和9年1月検針分)を減免**

■水道料金(2ヶ月あたりの単価)

現行

(単位:円、税抜)

口径・用途	基本料金	従量料金(1㎡あたり)	
		～20㎡	21㎡～
13mm	2,000	10 (調整単価)	
20mm	3,000		
25mm	4,500		
30mm	9,200		
40mm	10,800		
50mm	14,200		
75mm	33,000	140	
100mm	53,400		
150mm	160,000		
船舶用	－	204	



改定後

(単位:円、税抜)

口径・用途	基本料金	従量料金(1m ³ あたり)	
		～20m ³	21m ³ ～
13mm	2,200	50 (調整単価)	
20mm	3,200		
25mm	4,800		
30mm	10,000		
40mm	11,800		
50mm	15,600		
75mm	36,200	155	
100mm	58,000		
150mm	176,000		
船舶用	-		
		225	

今回の水道料金の改定では、今後4年間で必要となる費用と収入の見込額を算出し、水道料金が4年間で平均20%の増収となるように料金内容を見直しています。

料金算定に当たっては、料金算定の一般的な方法である公益社団法人日本水道協会発行の「水道料金改定業務の手引き」を参考に、本来あるべき口径別の料金体系を把握したうえで、現行の料金体系から本来あるべき料金体系に少しでも近づけるよう調整を行っており、**利用されている口径によって本来負担すべき費用に差異がありますので、口径ごとに値上げ率が異なっています。**

Q7 水道の従量料金の一部調整単価とはどのようなものですか

長門市の水道料金は、使用した水量に応じて料金を負担していただく料金体系になります。

そのため、1m³の使用から従量料金が発生しますので、155円の従量料金単価に統一すると、これまで調整単価で算定されていた使用者の水道料金が急激に値上がりします。

そのため、今回の料金改定にあたり、**口径13mmから40mmまでに導入している調整単価の10円(税抜き)を50円(税抜き)に改定しております。**

■2ヶ月で20m³使用した場合(口径13mm使用)

現行の水道料金2,420円(税込)は値上げでいくらになるの？



調整単価がなくなる場合



調整単価がないから
水道料金は
5,830円(税込)に

2,200円 + 155円 × 20m³ + 税



調整単価制度を継続する場合(今回の改定)



調整単価があるから
水道料金は
3,520円(税込)だね

2,200円 + 50円 × 20m³ + 税

Q8 水道料金の基本料金と従量料金とは何が違うのですか。

基本料金は、浄水場や配水池、水道管などの維持費に加え、検針費用や水道メーターの取替費用などを負担していただくための料金で、使用水量に関係なく固定的にかかる費用を基本料金としています。

従量料金は、水をきれいにするための薬品代や配水池に水を送るためのポンプの電気代などを負担していただくための料金で、使用水量によって変動する費用を従量料金としています。

ただし、浄水場や配水池、水道管などの維持費を全て基本料金とすると、使用水量が少なくにもかかわらず高額な基本料金を負担しなくてはいけなくなるため、施設の維持費の一部は従量料金にも含まれています。

■基本料金

開栓状態(蛇口をひねれば水が出る状態)であれば、水道の使用量に関係なくかかる料金

■従量料金

水道の使用した量に応じてかかる料金
(1m³あたりの料金単価を乗じる)



Q9 いつから水道料金は値上がりするのですか

改定後の水道料金の適用は、令和8年10月1日からですが、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した水道料金減免事業により水道料金の減額を行い、長門市と水道の契約をする全ての使用者（官公庁施設を除く）の水道料金（令和8年12月～令和9年1月検針分）を旧料金で算定します。

水道メーターの検針を2ヶ月に1度行っていますので、継続して使用されている**偶数月検針地区**の方は、**令和9年2月請求分（2月上旬検針分）**から、奇数月検針地区の方は、**令和9年3月請求分（3月上旬検針分）**から、改定後の水道料金が適用されます。

なお、令和8年10月1日以降に水道の使用を開始された方は、最初の請求から新料金が適用されますが、官公庁施設以外であれば、減免が適用され、旧料金に据え置いて計算されます。

■新料金適用のイメージ

期間	水道料金							
	旧料金				旧料金に据置 (100%減免)		新料金	
	使用期間							
	令和8年8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月
偶数月 検針地区	10月検針 ・ 請求		12月検針 ・ 請求		2月検針 ・ 請求		4月検針 ・ 請求	
通、仙崎、日置、 油谷地区								
奇数月 検針地区		11月検針 ・ 請求		1月検針 ・ 請求		3月検針 ・ 請求		
東深川、西深川、 深川湯本、俵山、 三隅地区								

料金は検針票
でご確認ください



Q10 一般的にどの程度の水道料金の値上げになるのですか

一般的な世帯を想定してモデルケースをつくってみました。

使用しているメーターの口径が13mmで、2ヶ月間の水道使用量が20m³の場合、値上げ後の水道料金は1回(2ヶ月分)の請求で税込3,520円となります。2ヶ月間の水道使用量が40m³の場合、値上げ後の水道料金は1回(2ヶ月分)の請求で税込6,930円となります。
(下水道を使用している場合は下水道料金が上乗せになります)

■1～2人世帯のモデルケース

口径13mm使用、水道を2ヶ月に20m³使用する場合

使用期間	改定前 (税込)	改定後 (税込)	値上げ額 (税込)
1ヶ月 (10m ³)	1,210円 (2,783円)	1,760円 (3,333円)	550円
2ヶ月 (20m ³)	2,420円 (5,566円)	3,520円 (6,666円)	1,100円

1日
約18円の値上げ



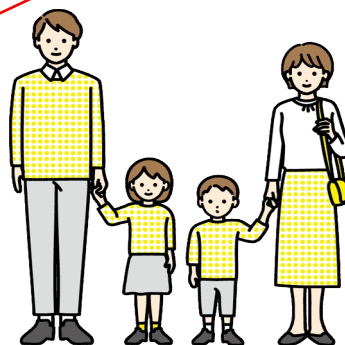
※カッコ書きは下水道使用料を含めた額

■3～4人世帯のモデルケース

口径13mm使用、水道を2ヶ月に40m³使用する場合

使用期間	改定前 (税込)	改定後 (税込)	値上げ額 (税込)
1ヶ月 (20m ³)	2,750円 (6,149円)	3,465円 (6,864円)	715円
2ヶ月 (40m ³)	5,500円 (12,298円)	6,930円 (13,728円)	1,430円

1日
約23円の値上げ



※カッコ書きは下水道使用料を含めた額

注意) 使用水量はあくまで目安ですので実際の使用水量は検針票でご確認ください。